

令和8年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和8年4月21日（火） 午後2時00分から午後2時55分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 立岡 秀寿 教育長職務代理者 池田 吉希 委員 松山 顕子 委員 青木 秀樹 委員 谷口 安子
事務局出席者	教育部長 松本 忠 理事（社会教育・文化スポーツ担当） 福井 厚司 次長（総務・管理担当） 松下 泰也 次長（学校教育担当） 小島 靖弘 教育総務課長 高市 素宏 学校教育課長（学務給食担当） 松岡 和子 学校教育課長（学校教育担当） 宮木 寿道 社会教育課長 林 英明 文化スポーツ課長 石山 善栄 教育総務課長補佐 直村 幸枝
書記	学校教育課長補佐 朝比奈 俊孝
傍聴者	0名

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和8年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和8年度教育委員会事務局組織体制について
- (3) 議会の委任による専決処分について

3. 協議事項

- (1) 議案第45号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第3号 甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の解嘱について)
- (2) 議案第46号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第8号 甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の委嘱について)
- (3) 議案第47号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第4号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について)
- (4) 議案第48号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第9号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (5) 議案第49号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第10号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)
- (6) 議案第50号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第11号 甲賀市立小中学校における学校薬剤師の委嘱の変更について)
- (7) 議案第51号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)
- (8) 議案第52号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第12号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)
- (9) 議案第53号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について)

- (10) 議案第54号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第13号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について)
- (11) 議案第55号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第14号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について)
- (12) 議案第56号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)
- (13) 議案第57号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第15号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)
- (14) 議案第58号 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 甲賀市教育委員会（5月定例会）について
- (2) 甲賀市教育委員会委員協議会（5月）について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は、何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和8年第5回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

皆様、ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長

改めまして皆さんこんにちは。今年度の教育委員会定例会は今日がスタートということでございます。1年間どうぞよろしく願いいたします。

さて、教育委員さんには、この間の重点の説明会と長時間の研修も受けていただきましてありがとうございます。本当に盛りだくさんの情報でした。少しずつ消化していかなければいけないと思ったところでは。

さて、読売新聞では19日の朝刊でしたが、中教審の作業部会において、算数と数学の教科の名称を統一しようと議題に挙げたと報道されました。

その昔、算術と呼んでいたときは、術を重んじすぎ、数学は学問の色が強いことから、中間をとったかたちで、1941年から算数とされてきました。小学校の算数は、具体物を使って素朴に学ぶ姿、中学校の数学では抽象的・論理的に整理しての学習をめざしています。

今回の学習指導要領改定の主要な柱に、理系人材の育成が言われており、算数・数学の学びの接続があげられています。

現在、小学校での躓きや、中学校での抽象的な学びについていけない等の課題が指摘され、数学のために文系を受験する現実も少なくありません。推進派の話では、教科名を数学へ統一することで、教科としての一貫性、系統性が明らかになり、数学離れを避けられます。一方、小学校から、数学と言うと、より難しさを感じ余計に距離感を助長するという反対意見もあるということです。行く末は、興味深いところですが、教科名の議論は夏ごろにはまとまるだろうと報道されていました。

さて、その算数は、小学校では新任教員が公開授業に最も多く取り組む教科として、多くの学校で初々しくも意欲的な挑戦が見られるところですが、新任教員に向けたこんな話を紹介します。

「地元・滋賀の絆が育てたみんなに愛されるチームづくり」に取り組まれた、昨年の国スポ体操競技成年女子の監督を務められた寺田英莉氏の話を紹介いたします。この方の指導者への道は、後から決まったの

ではなくて、選手をしている頃にある友だちに、種目のコツを教えて、見事に技ができるようになった時に「ありがとう」と言われた一言が、一生忘れられない快感だったそうです。自分の上達以上に、やりがいがあることだと気づいたようで、指導者への道がスタートしたと話されています。

地元の国スポ滋賀大会ですので、成績も非常に期待される場所だったのですが、全国から優秀な選手を引き抜いてきて滋賀チームという選抜をつくることができます。けれども、そうではなく、地元で育った選手で戦いたい、親近感をもって、みんなが応援しがいのあるチームで戦いたい、これまでお世話になった方へ、雄姿を見せて恩返しをしたいとの思いで、チーム編成をされました。

「アスリートである前にひとりの人間としての敬意を大切にする」、「思いやりが持てないなら競技をやる資格はない」、「コーチ、スタッフ、家族、仲間に支えられて初めて競技は成立する」という強い信念を貫かれ、感謝・気づき・工夫・敬意・向上心の5Kを大切にされています。本番に向けての戦略として、余裕のある演技選択、つまり難易度を少し落としてでも、確実性を高めることと笑顔を増やすという目標で戦略を立てられました。確かな着地が種目の成功を示し、それは、見ているものの大きな声援につながり、チームの笑顔が増し、チーム滋賀の魅力向上へとつながるといふ戦略をとられて、見事5位入賞を果たされました。

初任者、新任教員に対して一番大切なのはここからなのですが、「体操を学ぶ理由」についてです。

社会人になったとき、だれもが得意なこと、好きなことを仕事にできるわけではない。何か嫌なこと、ダメだったことがあった場合、どう自分の気持ちを切り替えて、立ち直って次に向かっていくか。どのように目標を決め直し、その目標から逆算してどのようにゴールに向かっていくか。その大きな目標や小さな目標の立て方こそが、生き方へとつながっていきます。

さらに、人との付き合い方、仲間との目標の共有が大切であるとし、

今はそれを体操で学んでいるんだということをお話しをされました。

これまで、新任の教員の先生たちを見ながら、それぞれの部活動として、あるいは、学校生活のあらゆる場面でいまお話したことを学んできたと期待したいところですが、若手教職員も現状としてこの言葉を再確認して、もう一度学び直しをいろんな場面でしてもらうことが必要だと思っています。加えて、指導者、管理職として大切にしているのは心の問題であり「信頼関係の構築」に尽きるそうです。日常からコミュニケーションを大切にし、親の思い・学校の先生の思いを理解しながら、思いや考えのベクトルの方向を一つにして、それにより、指導の一貫性を実現されてきたそうです。特に、心が折れそうになったときこそその本気で、その苦しみを受け止めて、伴走支援をしていくことが、信頼関係の根幹であるお話をされました。学校現場でも、実践に繋がりたいところだと強く思ったところでした。

本日の定例会は、承認案件1件、報告3件と協議事項14件を予定しております。慎重審議をお願い申しあげ、開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、2. 報告事項(3) 議会の委任による専決処分については、現時点では、議会提出前になるため、非公開とするべきと考えます。非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認(1) 令和8年第4回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項(1) 4月教育長教育行政報告に移らせていただきます。

3月24日火曜日開催の第4回教育委員会定例会以後の教育長・教育行政報告について、資料2の中から以下の3件について報告いたします。

1点目は、4月8日水曜日に開催いたしましたJA食育教材の贈呈式です。池村組合長様から、食育教材「農業とわたしたちの暮らし」をいただき、市内5年生全員に配布しました。これは、平成20年から毎年、5年生を対象に食育に関する冊子を配布いただいているものです。また、食農教育雑誌、「ちゃぐりん」を各校1冊ずつ年間分寄贈をいただきました。JAグループは「地域に根差した食農教育の展開」を掲げ、農業・農村体験の場づくりや学校給食への地元農産物の供給等の取り組みを推進されています。さらには、児童が活字に親しみ、感受性を豊かにする一助として、総合的な学習等で活用するためにと配布いただいています。

市内では、小学校5年生を中心に、「田んぼの子」事業を実施し、田植えや稲刈り体験、様々な世話など、米作りの現状と抱える課題などについて学んでいますが、その学習の締めくくりとして、思いや考えたことを作文にまとめています。その際に、いただいた資料を基に考えを整理したり、新たな情報を得て作文に活かしています。その作文は、ちゃぐりんの読書感想文コンクールに応募し、命の大切さ、SDGsの作る責任・使う責任の目標、未来の農業のためにできることなど、多角的で様々な子ども目線から見た作文が、毎年大きな評価をいただき、全国審査で10人以上が表彰を受けています。

2点目は、4月11日土曜日に開催されました、ハナココ子どもクラブの開所式です。市内には、公設民営17か所、民設民営2か所の児童クラブがあり、3月時点で、市内全児童数の35%の1,440名が利用しています。ハナココ町会議を中心にして立ち上げられた民

設民営の3か所目として開設されました。

ハナココ町会議の前身である、三瀧商店では、長年にわたって学習塾、ロボット教室、プログラミング教室などを実施され、地域資源を生かしながら活気あふれるまちづくりにも取り組んでこられました。これらの経験を生かした、このクラブは、一人ひとりの可能性を伸ばす魅力ある活動が体験できる居場所、放課後児童クラブとなっています。子どもたちの意見を取り入れ、子どもの視点に立ち、子どもとともに、「居たい、行きたい、やってみたい」があふれる居場所をめざして活躍されることを期待しています。

3点目は、4月18日土曜日から19日日曜日に開催されました「よみがえれ水口岡山城2026」についてです。(一社)水口岡山城の会の主催により、恒例のバルーンの天守がお目見えし、ライトアップまで、2日間市内外から多くの方が来場されました。

今年は、歴史文化財課が、水口岡山城の開設パネル展示、保存活用計画概要版の配布、地形模型・軒丸瓦複製展示、スタンプラリーが登り口・歴史ブース・本丸と3か所のスタンプポイントとして行われました。スタンプラリーは、1日目で100枚、2日目で150枚の台紙がなくなる盛況ぶりでした。本丸までスタンプ位置を上げられた設定のおかげで、登頂者の増加や、歴史ブースにも子どもたちを含む幅広い来場者が来られていました。

地形の模型、軒丸瓦を使っでの現在地確認や、岡山城の規模・地形の体感など、丁寧なブースでの説明で、来場者にとっては魅力的な学びの場となっており、スタンプ模様が軒丸瓦と同じであることに気づく子どももいて、学習効果も一定あると思われました。

次年度に向けては、オリジナルシールや限定品などの、景品の準備が必要と考えるところであり、スタンプラリーの更なる充実、展示ブースの学びのエリアの拡張など、周知・広報の機会として有効に活用していきたいと考えています。

以上、4月の教育長・教育行政報告とさせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の(1)4月教育長教育行政報告について、何か

ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1) 4月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和8年度教育委員会事務局組織体制について、資料3に基づき説明を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の(2) 令和8年度教育委員会事務局組織体制につきまして報告いたします。資料3をご覧ください。

表の全体構成ですが、令和8年4月1日現在の組織体制を示しております。立岡教育長のもと、教育部長、理事、次長2名、そして5課1室、12係で構成する体制となっております。

次に、昨年度からの主な変更点についてご説明いたします。

はじめに、事務局内の課の新設であります。組織の適正な規模の確保と、マネジメント力の向上を図るため、従来の社会教育スポーツ課を分割し、新たに社会教育課と文化スポーツ課を設置いたしました。社会教育課には、人権教育を含めた社会教育全般を担う社会教育係と、青少年育成係を置きます。

また、文化スポーツ課には、文化係と、スポーツ係を置き、専門性、広範性を高める体制といたしました。

次に、所掌業務の見直しであります。教育総務課において、施設係については、学校教育施設だけでなく社会教育施設を含む教育施設全体の維持、改修等を一元的に担うこととし、あわせて名称を教育施設係に変更いたしました。

また、学校教育課において、業務のさらなる効率化を図るため、これまで教育総務課が所管でありました学校給食係を学務係に編入し、名称を学務給食係として統合いたしました。

さらに、組織の柔軟性を確保するため、歴史文化財課において、業務の親和性が高い調査管理係と普及活用係を統合し、新たに調査普及係といたしました。

最後に、配置人員について申しあげます。教育委員会事務局及び教育機関を合わせて、正規職員 686 名、会計年度任用職員 421 名、合計 1,107 名で前年度より 14 名増となっております。詳細につきましては、資料のとおりでございます。

以上、令和 8 年度教育委員会事務局組織体制の報告といたします。

教育長 それでは、ただ今の（２）令和 8 年度教育委員会事務局組織体制について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（２）令和 8 年度教育委員会事務局組織体制については報告事項として終わらせていただきます。

それでは次に、３.協議事項に入らせていただきます。（１）議案第 45 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 3 号甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の解嘱について）及び（２）議案第 46 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 8 号甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の委嘱について）は関連がありますので、併せて資料 5、6 に基づき説明を求めます。

学校教育課長（学校教育担当） 議案第 45 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 3 号甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の解嘱について）及び議案第 46 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 8 号甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の委嘱について）は、一部関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱第 3 条の規定により委嘱しました甲賀市部活動地域展開検討協議会委員のうち、別紙の甲賀市 P T A 連絡協議会、甲賀市立小学校長会の委員については、役員退任ならびに退職のため令和 8 年 3 月 31 日付けで解嘱を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第 4 条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めものです。

続いて、議案第46号甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱第4条の規定により、委員が欠けた甲賀市PTA連絡協議会、甲賀市立小学校長会より推薦された別紙の者を委員として、前任者の残任期間である令和8年4月1日から令和9年3月31日までを任期として新たに委嘱するもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の解嘱について）及び議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第45号、46号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長

他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第45号、46号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（3）議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）及び（4）議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）は関連がありますので、併せて資料7、8に基づき説明を求めます。

学校教育課長（学校教育担当） 議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）及び議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）は、一部関連が

ございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第47号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の小原小学校の2名、柏木小学校の3名、土山小学校、甲南第一小学校の各1名の委員については、一身上の都合により令和8年3月31日付けで甲賀市学校運営協議会規則第16条の規定により解任を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

続いて、議案第48号につきましては、別紙の柏木小学校、貴生川小学校、土山小学校、油日小学校、小原小学校、土山中学校の学校運営協議会委員として、別紙の委員を甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により令和8年4月1日から協議会委員に任命するもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

別紙1記載の委員の任期は、柏木小学校の3名、土山小学校の1名、小原小学校の2名の委員については、前任者の後任として、残任期間となる令和9年3月31日まで、別紙2記載の柏木小学校、貴生川小学校、油日小学校、土山中学校の委員は、令和10年3月31日までとなります。

以上、議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）及び議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第47号、48号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長

他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第47号、48号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

 続きまして、(5)議案第49号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)、資料9に基づき説明を求めます。

学校教育課長(学校教育担当) 議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)、その提案理由を申し上げます。

 甲賀市附属機関設置条例第2条第2項に基づき、甲賀市教育支援委員会委員については教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

 同委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申するものです。そのため、委員には専門的知識や学識経験が必要となります。また、甲賀市教育支援委員会委員は、年度途中の転入児童生徒についても、教育委員会からの諮問に応じて調査や審議を行い、教育的支援の在り方や望ましい就学先等を明らかにして答申を行う機関であり、4月1日から設置する必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

 同職の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしています。

 以上、議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)の提案説明とさせていただきます。

 ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第49号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第49号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。
(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。
 続きまして、(6)議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校薬剤師の委嘱の変更について)、資料10に基づき説明を求めます。

学校教育課長(学務給食担当) それでは、議案50号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校薬剤師の委嘱の変更について)、その提案理由を申し上げます。

 議案第50号につきましては、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき委嘱しております学校薬剤師について、3月24日開催の第4回甲賀市教育委員会定例会において、ご決定いただきました朝宮小学校の学校薬剤師の方からお断りの連絡を受けたことから、別紙記載の方に変更して委嘱を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規程により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

 なお、新たな委員の任期は、令和9年3月31日までとなります。

 以上、議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号甲賀市立小中学校における学校薬剤師の委嘱の変更について)の提案説明とさせていただきます。

 ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第50号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第50号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

 (全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

 続きまして、(7)議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)及び(8)議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は関連がありますので、併せて、資料11、12に基づき説明を求めます。

社会教育課長 議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)及び議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

 議案第51号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により委嘱又は任命しております少年センター協議会委員のうち、別紙の委員について代表者の変更や人事異動があったことから、令和8年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

 また、議案第52号につきましては、令和8年3月31日付けで解嘱又は解任しました委員の選出母体から推薦や、人事異動による後任となる別紙記載の5名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による委嘱又は任命をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

 任期は、前任者の残任期間である令和9年9月30日までの間あります。

 以上、議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)

及び議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第12号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第51号、52号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第51号、52号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

　　続きまして、（9）議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について）及び（10）議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について）は関連がありますので、併せて資料13、資料14に基づき説明を求めます。

社会教育課長 　　議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について）及び議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

　　議案第53号につきましては、甲賀市附属機関設置条例第2条の規定により任命しております甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員のうち、別紙の委員について人事異動があったことから、令和8年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解任をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

　　また、議案第54号につきましては、令和8年3月31日付けで解

任しました委員の後任を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による任命をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、前任者の残任期間である令和9年3月31日までの間です。

以上、議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について）及び議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第13号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第53号、54号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第53号、54号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

　　続きまして、（11）議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第14号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について）、資料15に基づき説明を求めます。

社会教育課長 　　議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第14号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について）、その提案理由を申し上げます。

　　議案第55号につきましては、前回の定例会以降、新たに甲賀市地域学校協働活動推進員の推薦が学校長からありましたことから、令和8年4月1日付けで、別紙記載の2名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定に基づき臨時代理による委嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、令和9年3月31日までの1年間です。

以上、議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第14号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　ただ今、議案第55号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員　質問等なし）

教育長 　それでは、議案第55号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員　異議なし）

教育長 　それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

　続きまして、（12）議案第56号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）及び（13）議案第57号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）は関連がありますので、併せて資料16、資料17に基づき説明を求めます。

文化スポーツ課長 　議案第56号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）及び議案第57号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

　議案第56号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命しております甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員について代表者の異動があったことから、令和8年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解嘱又は解任をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第57号につきましては、令和8年3月31日付けで解嘱又は解任しました委員の選出母体から別紙記載の3名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による委嘱又は任命をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、前任者の残任期間である令和9年11月30日までの間です。

以上、議案第56号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）及び議案第57号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第15号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第56号、57号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第56号、57号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

　　続きまして、(14) 議案第58号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、資料18に基づき説明を求めます。

次長（総務・管理担当） 　　それでは、議案第58号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、その提案理由を申し上げます。

　　令和8年度からの甲賀市行政組織及び甲賀市教育委員会事務局組織の機構改編による課の新設との整合等を図るため、規程の一部を改正するものです。

　　改正の内容といたしましては、課の新設等に伴い、共通決裁事項及

び個別決裁事項の組織名等に係る規定において、所要の改正を行うものです。

なお、この訓令につきましては、告示の日から施行いたします。

以上、議案第58号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定についての提案理由といたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 　ただ今、議案第58号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　それでは、議案第58号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

　続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 甲賀市教育委員会(5月定例会)について、(2) 甲賀市教育委員会委員協議会(5月)について、説明を求めます。

教育総務課長 　(1) 甲賀市教育委員会(5月定例会)については、令和8年5月26日火曜日午後2時から、(2) 甲賀市教育委員会委員協議会(5月)については、令和8年5月12日火曜日午後2時から開催させていただきます。

　どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 　ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

　続きまして、報告事項(3) 議会の委任による専決処分については、本議会前につき非公開といたします。

　それでは、資料4に基づき報告を求めます。

教育部長 　それでは、報告事項(3) 議会の委任による専決処分について報告

いたします。資料4をご覧ください。

今回の専決処分は、令和7年度一般会計補正予算第12号に関わるものであります。

まず、歳入では、教育費寄附金（小中学校費寄附金）として、個人1名の方から1,000万円のご寄附をいただいたため、当該額を増額補正したものであります。

次に、歳出では、教育総務費の教育振興費におきまして、ただ今申しあげました個人の方からのご浄財1,000万円を、今後の教育施策に活用させていただくべく、基金へ積み立てるものであります。

本件につきましては、予算の執行上急を要したため、地方自治法の規定に基づき、令和8年3月31日付けにて、専決処分が行われたものであります。

以上、議会の委任による専決処分についての報告といたします。

教育長

それでは、ただ今の（3）議会の委任による専決処分について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長

他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（3）議会の委任による専決処分については報告事項として終わらせていただきます。

教育長

以上をもちまして、令和8年第5回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後2時55分〕